

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（目次：案）

平成13年9月20日

はじめに

第1章 評価の基本的考え方

1. 評価の意義
2. 評価対象の範囲
3. 評価実施主体、評価者等の責務
4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向

第2章 評価実施上の共通原則

1. 評価対象
2. 評価目的
3. 評価者の選任等
4. 評価時期
5. 評価方法
6. 評価結果の取扱い
7. 評価実施体制の充実

第3章 評価の実施（対象別の評価方法）

1. 研究開発施策の評価
2. 研究開発課題の評価
 - (1) 競争的資金による課題
 - (2) 重点的資金による課題等
 - (3) 基盤的資金による課題
3. 研究開発機関の評価
4. 研究者等の業績評価

第4章 本指針のフォローアップ等

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（案）

平成13年9月20日

はじめに

我が国が科学技術創造立国として発展し、社会、経済を巡る課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術システムの改革が不可欠である。そのためには、研究開発について適切な評価を実施することが極めて重要であるとともに、評価が研究開発活動と一体化したものと見なされ、評価が定着していくことが必要である。科学技術を振興するため、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点をもって適切な評価を実施することで、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進するとともに、国民に対して説明責任を果たすことができる。

研究開発評価は、第1期科学技術基本計画(平成8年7月 閣議決定)に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月 内閣総理大臣決定）（以下、「研究開発評価に関する大綱的指針」という）が策定され、その後、第2期科学技術基本計画(平成13年3月 閣議決定)において、研究開発評価に関する大綱的指針を改定することとなった。今回の改定では、評価対象として、これまでの指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関の評価に加えて、研究開発施策及び研究者等の業績の評価を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結

果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることを重要な改善点として盛り込むものとする。

また、本指針による評価は、平成14年4月より施行される「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号))に基づいて行われる研究開発に関する評価と整合するものでなければならない。

本指針は、国費を用いて実施される研究開発全般の評価を実施する上での府省が策定する指針にとってのガイドラインとなるものであり、科学技術基本計画の目的の一つである優れた成果を生み出す研究開発システムを実現するための大きな柱となるものである。従って、評価実施主体(注)は、本指針及び各府省の指針に沿って厳正に評価を実施することとし、総合科学技術会議は府省の指針の策定状況及び研究開発評価の実施状況をフォローアップし、必要に応じて各府省へ意見を述べることとする。

(注) 評価実施主体としては、次のものが想定される。各府省等の研究開発実施・推進主体又は大学(国公私立を含む)及び大学共同利用機関(以下、大学等という)、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関。研究開発実施・推進主体には、研究開発資金を配分する特殊法人等を含む。また、外部評価機関である大学評価・学位授与機構も含む。

第1章 評価の基本的考え方

1. 評価の意義

評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発及び新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、以下のよう
まとめることができる。

- ①評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。
- ②評価を厳正に行うことにより、予算、人材等の資源を重点的・効率的に配分できる。
- ③評価結果を積極的に公開することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。

2. 評価対象の範囲

本指針が対象とする研究開発評価とは、①研究開発施策、②研究開発課題、③研究開発機関並びに④研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般である。具体的には、府省等の研究開発実施・推進主体が実施する研究開発施策等、及び大学（国公私立を含む）や大学共同利用機関（以下、「大学等」という）、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等が自ら実施する研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、さらには国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。

3. 評価実施主体、評価者等の責務

(1) 評価実施主体、評価者の責務

評価実施主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組みを整備し、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、国民に対して積極的な情報の提供を図る。その際、各府省においては、そのような評価とその結果の活用が適正に行われるよう、所管官庁としての責務の重要性を十分に認識しなければならない。

評価者は、厳正な評価を実施し、適切な助言をする。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。

(2) 研究者の責務

研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、相互の評価を平常から厳しく率直に行う。

4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向

(1) 研究開発評価のこれまでの実施経緯

研究開発評価は、第1期科学技術基本計画に基づき、研究開発評価に関する大綱的指針が策定されたことにより、研究開発機関や研究開発課題について本格的に導入された。この間、大学に関しては、自己点検・評価が義務化され、評価が一層促進されるとともに、大学評価・学位授与機構が設立(平成12年4月)された。また、独立行政法人研究機関が設立(平成13年4月)されたが、それらの業務の実績に関する評価については、その所管官庁に設置された各々の独立行政法人

評価委員会によって評価されることとなった。

さきに策定された第2期科学技術基本計画では、「評価結果の資源配分・処遇への反映や評価プロセスの透明性は未だ不十分であるとされており、評価の実効性の向上が課題」とし、「評価の在り方や方法、評価結果の公表等については、早急に改善が必要」であり、「研究開発評価に関する大綱的指針を改定する」と述べ、さらに、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の1つであることを指摘している。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律において、客観的かつ厳格な評価の実施が義務付けられている。

(2) 評価システム改革の方向

以上のことから、「1. 評価の意義」を達成するために、

- ① 「評価における公正さと透明性の確保」
- ② 「評価結果の資源配分への反映」
- ③ 「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」

に重点をおいて、次のように評価システムを改革する。

「評価における公正さと透明性の確保」については、客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、評価内容等の被評価者への開示、評価結果の速やかな公表等を実施する。「評価結果の資源配分への反映」については、評価結果を予算、人材等の資源配分や研究者等の処遇等に適切に反映させる。「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」については、評価業務のための体制を充実させるとともに、研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成、さらには研究開発データベースの整備や審査業務等の効率化のための電子システムの導入等を進める。

第2章 評価実施上の共通原則

評価実施主体は、研究開発評価を適切に実施するために、あらかじめ評価対象、評価目的、評価者の選任、評価時期、評価方法及び評価結果の取扱いを、それぞれ明確にした評価の具体的な実施方法を定めるとともに、評価実施体制の充実を図るものとする。

評価の実施にあたって、共通的に踏まえるべき原則は以下の通りである。

1. 評価対象

評価対象を明確かつ具体的に設定し、設定した内容を被評価者に事前に周知する。

研究開発の施策、課題、機関及び研究者等の業績の評価において、複数の評価実施主体が、同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を実施する場合がある。その際、不必要な作業の重複を避けるため互いに十分な連携を図り、体系的かつ効果的・効率的に評価が実施されるようにする。

2. 評価目的

評価結果をどのように活用するかを十分念頭に置いて、評価目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。

3. 評価者の選任等

評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない第三者を評価者とした外部評価を積極的に活用する。その際、利害関係の範囲を明確に定めるなどにより、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。評価の客観性を高めるため、評価者を年齢、所属機関、性別等について偏りなく、幅広く選任する。また、

民間を含む第三者機関へ評価を委託することも考慮する。ただし、国家安全保障上の理由等のため機密保持が必要な場合には、この限りではない。

研究開発課題の評価においては、原則として当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家(注1)を評価者とし、重要あるいは大規模なプロジェクトや社会的関心の高い課題等については、さらに外部有識者(注2)を評価者に加える。また、研究開発施策や研究開発機関を対象として行う評価についても、研究開発をとりまく諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、外部有識者を加えることが適当である。

さらに、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材等を積極的に評価者に加えることが必要である。国際的な観点からの評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価への参画を求める。

研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、評価者に評価内容等の守秘を義務づける。

(注1) 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

(注2) 評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

4. 評価時期

研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行うものとする。5年以上の期間を有するものや研究開発期間の定めがないものについては、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの

目安として定期的に中間評価を実施するものとする。また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施することが必要である。

さらに、研究開発においては、終了後、一定の時間を経過してから副次的効果を含め顕著な成果が確認されることも稀ではない。このため、学会等における評価や実用化の状況を適時に把握し、必要に応じて、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行い、成果や波及効果を把握するとともに、過去の評価の妥当性を評価する。

研究開発施策及び研究開発機関については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、各評価実施主体は、3～5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。

研究者等の業績評価については、研究者等が所属する機関の長が定めた評価ルールに従い、実施する。

5. 評価方法

(1) 評価方法の周知

評価実施主体は、評価における公正さ・信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、被評価者に対し、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ具体的な評価方法(評価過程、評価手続、評価項目・基準、評価手法等)を周知する。

(2) 評価手法

研究開発には優れた成果を生みだしていくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を重視する。その際、研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、定量的

な評価手法の開発を進め、具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。例えば、あらかじめ設定した目標の達成度、また公表された論文の被引用回数や特許等の活用状況等の数量的指標には一定の客観性があり、評価の参考資料として活用することができる。ただし、研究者の自由な発想に基づく基礎研究等のように、定量的な評価手法の適用が困難である場合があることに留意する必要がある。その場合であっても、可能な限り、客観的な情報・データ等を活用する。

(3) 評価の観点

評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行う。研究開発については、その特性に応じて、「必要性」の観点から評価を行う際に、独創性、革新性、先導性、目的の妥当性等を、「効率性」の場合は、計画・実施体制の妥当性等を、また「有効性」の場合は、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことも重要である。

さらに、評価に際しては、評価対象となる研究開発の国際的水準に照らして行うとともに、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価の項目や基準を適宜見直すことが必要である。加えて、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことは重要であり、研究開発活動によっては、人文・社会科学の観点も十分に盛り込まれるよう留意する。

これらの評価に当たっては、研究開発の目的、内容や性格(基礎、応用、開発、試験調査(注)等)に応じて適切な評価の観点を設けることが必要である。例えば、基礎研究では、主に独創性、革新性、先導性、新しい知の創出への貢献等の観点から、応用・開発研究では、上記の

観点に加えて、主に目的・計画・実施体制の妥当性、目標の達成度、経済・社会への貢献、効率性等の観点から評価する。

(注) 各種観測調査や遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導など相対的に定型的、継続的な業務。

(4) 柔軟な評価方法の設定

研究開発の評価は、その特性に応じて柔軟に実施する必要がある。また、基礎研究、応用研究、開発研究等の各要素が混在するなど、単純な区分が困難な場合も多く、個々の研究開発の内容を見極めて、具体的な評価方法を設定する必要がある。

例えば、基礎研究については、発想の斬新さや創造性等を重視する必要があるとともに、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずあるため、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。また、短期間で論文、特許等のかたちでの業績を上げにくい研究開発分野については、その成果を評価するに当たって、個々の業務の性格を踏まえた適切な評価指標を用いることに配慮する。試験研究等の各種の研究開発活動の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の業務の性格を踏まえ、一般的な研究開発活動の評価の際に使用される評価指標、例えば論文や特許等とは異なる評価指標を用いることに配慮する。

(5) 評価に伴う過重な負担の回避

評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、評価方法を簡略化するなど、評価実施主体の判断により、

評価目的や評価対象に応じた適切な方法を採用し、効率的に行う。例えば、大規模なプロジェクトと研究開発期間が短い課題や少額の研究開発課題では評価の方法に差があるべきである。

なお、評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は変更の基準、概要等を示す。

(6) エフォート制度の導入

特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぐため、研究代表者及び研究分担者のエフォート(注)を明らかにし、新規の研究開発課題の企画立案、競争的資金制度における新規課題の選定の際などで活用することが重要である。

(注) 研究専従率。研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(%)。研究者の年間の全仕事時間を 100%とする。

6. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映

研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関の評価結果については、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分等に反映させる。また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等へ反映させる。

研究開発実施・推進主体等は、その評価結果の資源配分等への反映状況等を公表し、説明責任を果たす。また、評価実施主体は、評価の結果が適切に反映されているかどうかについて、フォローアップを行い、公表する。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施主体は、評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果(理由等も含む)を開示するとともに、被評価者が説明を受けることができる仕組みを整備する。

(3) 研究開発評価等の公表等

評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果(評価意見や評価方法等)等をインターネット等を利用するなどして、わかりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて国民の意見を反映する。なお、研究者等の業績評価の結果については、個人情報の秘密保持の観点から慎重に取扱う。

研究開発成果や評価結果を広く公表することは、国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の透明性と公正さを確保し、また研究開発成果や評価結果が社会や産業において広く活用されることに役立つ。

評価者の評価に対する責任を明確にするために、原則として評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。また、課題評価の場合、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。

7. 評価実施体制の充実

上記の1.～6.を担保するため、評価体制を充実する。

評価実施主体は、研究開発の特性に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、必要な資源を確保して世界的に高い水準の評価を行う体制を整備することが必要である。その際は、必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮する。

(1) 研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成等

競争的資金の配分機関などにおいては、米国のプログラム・マネージャー制度のように、研究開発課題の評価プロセスを適切に管理して、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等に、研究経験のある人材をあてる仕組みを作る必要がある。また、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置する。

さらに、研修、シンポジウム等を通じて評価人材を養成する。

評価者や評価業務に携わる人材の中から、早い段階で優れた研究開発を見だし、研究開発を発展させることのできる「目利き」が育成されるようにする。

(2) データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入

評価者の選任、評価者の評価等の評価業務の効率化、研究開発の不必要な重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画・立案等を図るため、各府省は各課題ごとに研究者（エフォートを含む）、資金(制度、金額)、研究開発成果(論文・特許等)、評価者、評価結果(評価意見等)を収録したデータベースを構築・管理するとともに、総合科学技術会議は、各府省がとりまとめたデータ等を府省横断的に活用できるようなデータベースを構築・管理する。

さらに、審査業務・評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の公開等に電子システムを導入する。

第3章 評価の実施（対象別の評価方法）

上記の共通原則に加え、評価対象に応じて、以下に掲げるとおり実施する。その際、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関」及び「研究者等の業績」のそれぞれに係わる評価を有機的に連携させることが重要である。

1. 研究開発施策の評価

各府省は、政策目標を達成するために策定した「研究開発戦略等(注)」、政策目標を具体化するための「研究開発制度」等が、国の政策に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら、効果的・効率的に推進されているかを評価する。これらの研究開発施策の評価では、研究開発戦略等や研究開発制度等に含まれる個々の研究開発課題の評価結果を活用する。

研究開発戦略等の評価結果については、その見直しに反映させる。また、競争的資金制度をはじめとする研究開発制度の評価結果については、各府省のもつ制度の全体を把握した上で、その目的・計画の見直し、運用の改善に資するとともに、制度の統合・廃止・拡大・縮小等へ反映させる。

基本的な政策や、重要事項に係る方針等に反映させるため、複数府省が連携して進める国家的に重要な研究開発施策等については、必要に応じて、総合科学技術会議が国の科学技術政策上の観点から評価を行う。

(注) 研究開発戦略等とは、・・・・・・・・。

2. 研究開発課題の評価

研究開発課題は、公募により複数の候補の中から優れたものを競争的に選択し、実施される「競争的資金による課題」、国が定めた明確な目

的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」、及び研究開発機関に経常的に資金を配分し、実施される「基盤的資金による課題」に区分される。

それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究など性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様である。このため、その目的、内容、性格、分野等を精査し、評価の方法や観点などが適切なものになるようにする。なお、評価の観点については、「第2章 5. 評価方法」に記した観点の他、以下の(1)～(3)に示す観点を加える。

研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等へ反映させる。

評価にあたっては、例えば、評価の対象とする研究開発成果(論文、特許等)を代表的な数点に絞るなど、評価に伴う負担が過重にならないようにする。例えば、競争的資金制度等での少額の研究開発課題については、事前評価による審査を中心とし、事後評価は最小限度にとどめる。また、評価項目をできる限り厳選して、効果的・効率的な評価を行うなどの工夫や配慮を行う。

(1)競争的資金による課題

本資金による研究開発課題は、大きく「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」と特定の政策目的を実現するための「研究目的を指定された研究」に二分される。

「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」は、高い資質を有した専門家によって、それぞれの観点について国際的水準に照らしたピアレビューを行う。「研究目的を指定された研究」は、科学的・技術的な観点からの評価と社会的・経済的な観点からの評価とを明確に区分して実施する。

評価にあたっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見逃さないよう十分に配慮することが重要である。また、これまでに、応募実績のない者、少ない者(若手研究者、産業界の研究者等)については、研究内容や計画に重点をおいて的確に評価し、研究開発の機会が与えられるようにする。

グループ研究を行う場合は、参画研究者の役割分担、実施体制、責任体制の明確さについても評価する。

さらに、優れた成果を期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる課題については、次の競争的資金（異なる競争的資金制度によるものを含む。）に継続して採択されるなど、切れ目なく研究開発が継続できるように適切な時期に評価を実施することが必要である。

(2)重点的資金による課題等

本資金による研究開発課題は、その企画・立案が研究開発施策と整合し、かつその決定方法が妥当であるかを評価する。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目・基準が変わることに留意する。特に応用研究及び開発研究等では、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。

大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に、厳正に評価する。国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献及び国益上の意義・効果等についても評価する。また、評価の客観性・公正さをより高めるため、研究開発を実施する主体から独立したかたちで、第三者によって構成された組織による評価を実施することが必要である。

大規模プロジェクトについては、国民の理解を得るために、早い段階からその内容や計画等をインターネット等を通じて社会に公表し、必要に応じて国民の意見を評価に適切に反映させる。

また、大規模プロジェクトその他の国家的に重要なプロジェクトについては、必要に応じて、総合科学技術会議が国の科学技術政策上の観点から評価を行う。

(3) 基盤的資金による課題

研究開発機関の長の責任において、各機関の目的等に照らして、評価及び資源配分への反映のためのルールを適切に設定し、評価を実施する。その際、研究者による論文発表等を通じた学会等における評価を活用したり、必要に応じて機関評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法により実施する。

3. 研究開発機関の評価

研究開発機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、「機関運営」と「研究開発の実施」の面から行う。

「機関運営」面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も踏まえつつ評価を行う。「機関運営」面の評価項目としては、例えば、支援体制や知的基盤の整備、人材の養成・確保や流動性の促進、産学官連携、専門研究分野を活かした社会貢献等に対する取組みがあるが、研究開発機関の設定した目標に即して評価項目を選定し、評価する。

「研究開発の実施」面では、機関が実施した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績の評価の総体で評価を行う。

評価結果を機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。こうした研究開発機関の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、責任者たる機関長の評価につなげる。

また、このような機関長の責任の重さに鑑み、機関長が適切に選任されるように留意する必要がある。

なお、大学等、独立行政法人研究機関、国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、以下の点に留意し評価する。

大学等については、大学設置基準等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性に留意する。大学共同利用機関については、外部専門家及び外部有識者で構成される評議員会等が行う評価を一層充実する。また、大学等が行う自己点検・評価に加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する。

独立行政法人研究機関については、独立行政法人通則法に基づく中期目標期間の実績評価(中期目標の達成度等)を独立行政法人評価委員会で評価し、評価結果を踏まえ、適切に交付金を配分するとともに、独立行政法人研究機関は、機関の運営に評価結果を反映するよう努めるものとする。

国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究等)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際などに、これら機関における当該課題の研究開発体制に係わる運営面に関し、国費の効率的・効果的執行を確保する観点から、必要な範囲で機関評価を行う。

4. 研究者等の業績評価

機関長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。その際、研究者には、多様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発、研究開発の企画や評価活動、社会への貢献等関連する活動に着目し、量よりも質を評価することに留意すべきである。そして、研究面だけでなく、大学等の教育や

研究機関の運営面についても評価する。その際、大学等については、研究評価によって教育面での機能低下をもたらすことのないように留意する。

また、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。

第4章 本指針のフォローアップ等

今後、本指針に沿って、評価実施主体は厳正な評価を実施するが、総合科学技術会議は、その評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。

また、その結果を踏まえて、必要に応じ、本指針を見直し、適宜評価実施主体においても、その評価方法を見直す。